

平成30年 3月14日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (16名)

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

14番	佐 藤 高 清	16番	大 原 功
-----	---------	-----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (31名)

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民生部長兼 福祉事務所長兼 保険年金課長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総務部次長兼 総務課長	立 松 則 明
総務部次長兼 財政課長	渡 邊 秀 樹	総務部次長兼 収納課長	鈴 木 浩 二
民生部次長兼 健康推進課長	花 井 明 弘	民生部次長兼 介護高齢課長	半 田 安 利
開発部次長兼 農政課長	安 井 耕 史	開発部次長兼 都市計画課長	大 野 勝 貴
会計管理者兼 会計課長	山 守 修	教育部次長兼 学校教育課長	水 谷 みどり
監 査 委 員 長 事務局長	羽 飼 和 彦	庁 舎 建 設 準備室長	伊 藤 重 行
秘書企画課長	佐 藤 雅 人	危機管理課長	伊 藤 淳 人
税 務 課 長	佐 野 智 雄	市民課長兼 鍋田支所長	横 山 和 久

環境課長兼 十四山支所長	柴田寿文	福祉課長	山下正巳
児童課長	大木弘己	総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修
商工観光課長	大河内博	土木課長	伊藤仁史
下水道課長	小笠原己喜雄	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	安井文雄
図書館長	山田淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石田裕幸	書記	土方康寛
--------	------	----	------

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第2号 平成30年度弥富市一般会計予算
日程第3	議案第3号 平成30年度弥富市土地取得特別会計予算
日程第4	議案第4号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計予算
日程第5	議案第5号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第6号 平成30年度弥富市介護保険特別会計予算
日程第7	議案第7号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
日程第8	議案第8号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
日程第9	議案第9号 新市基本計画の変更について
日程第10	議案第10号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
日程第11	議案第11号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第12号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第13号 弥富市職員の退職管理に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第14号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第15号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第16号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第17 議案第17号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第20号 弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について
- 日程第21 議案第21号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第23号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第25 議案第25号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第26 議案第26号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第27号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第28 議案第28号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第29 議案第29号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第30号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 日程第31 議案第31号 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第33 議案第33号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第34 議案第34号 市道の廃止について
- 日程第35 議案第35号 市道の認定について
- 日程第36 議案第36号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第37 議案第37号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第38 議案第38号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第39 議案第39号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議案第40号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、佐藤高清議員と大原功議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第2号 平成30年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第3号 平成30年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第4 議案第4号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第5号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第6号 平成30年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第7号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第8 議案第8号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第9 議案第9号 新市基本計画の変更について

日程第10 議案第10号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第11 議案第11号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第12号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第13号 弥富市職員の退職管理に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第14号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第15号 弥富市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第16号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第17号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第18 議案第18号 弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

日程第19 議案第19号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第20 議案第20号 弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について

- 日程第21 議案第21号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第23号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第25 議案第25号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第26 議案第26号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第27号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第28 議案第28号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第29 議案第29号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第30号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 日程第31 議案第31号 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第33 議案第33号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第34 議案第34号 市道の廃止について
- 日程第35 議案第35号 市道の認定について
- 日程第36 議案第36号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第37 議案第37号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第38 議案第38号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第39 議案第39号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議案第40号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第2、議案第2号から日程第40、議案第40号まで、以上39件を一括議題とします。

本案39件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

通告に従い発言を許可します。

まず平野広行議員。

○10番（平野広行君） おはようございます。

10番 平野広行でございます。

通告に従いまして、議案第2号平成30年度弥富市一般会計予算と第29号弥富市廃棄物の処

理及び清掃に関する条例の一部改正についての2議案に対して質問いたします。

まず、議案第2号について質問いたします。

平成30年度予算については、一般会計178億2,000万円、特別会計6会計合わせて97億3,495万円、総額は275億5,495万3,000円となり、過去最大の予算規模となりました。

昨年、予算編成について市長の考えを質問しましたが、そのときの答弁では、29年度は行政の構造改革の元年として、全ての事務事業を精査し優先順位をつけて、限られた財源を賢く使い、持続可能な社会の実現に向けて、第1次総合計画に基づく施策を推進していくと答弁されております。

3月定例会初日に服部市長より施政方針が示されたわけですが、30年度も引き続きもっと災害に強いまちづくり、もっと人に優しく健やかなまちづくり、もっと豊かで活力あるまちづくりの3つを重要視して市政運営に取り組み、行政の構造改革2年目として、財政面の改革に主眼を置き、市政運営に取り組むと述べられております。

これらのことから、30年度予算の考え方は29年度と同様と考えてよろしいでしょうか。

また、29年度予算に比べ、この点については特に重要視したという事業、またはここが29年度と違うという点があれば、答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

きょうは議案質疑という形の中で、平野議員のほうからさまざま議案について御質問をいただいております。御答弁申し上げていきたいというふうに思っております。

私も繰り返し繰り返し平成30年度の施政方針の中におきましても、また今までの平成29年度の中においても繰り返し申し上げているのは、財政は大変厳しくなるということと同時に、やはりしっかりとした財政の健全化を図って、市民の皆様方の負託、あるいは行政サービスという形の中でやっていかなきゃならないということでございます。

そうした形の中で、行財政改革という形の中での平成29年は行財政改革元年だという形を申し上げてきました。そして、それに対しては議会の議員の皆様方と一緒に考えてきたところでございます。

そうした形の中において、平成30年度の当初予算におきましても、一般会計、特別会計におきましては、そのことにつきまして反映をさせていただいている。

1つは、保育料の改正の問題につきましても、20年間据え置いてまいりましたけれども、御父兄の御負担という形については、少し増額になるわけでございますけれどもお願いをしたいということで、保育料の改正をさせていただきます。あるいは国民健康保険税につきましても7年間据え置いてまいりましたけれども、平均で3.8%ほどお願いをしていかなきゃならない。あるいは介護保険料についても改正をお願いしていく。あるいは公共施設の利用

料金等においても、やはり受益者負担ということ为原则としてお願いをしていくという形で、もろもろの行財政改革、そしてそれが当初予算のほうでお願いをしていくという形でつながせていただいております。

平成30年度の私の施政方針を3月2日にお話をさせていただきました。3つの大きな柱という形の中で述べさせていただいているところでございます。

1つは、もっと災害に強いまちづくりをしていかなきゃならないということでございます。3・11東日本大震災から7年が経過する。あるいは私どもとしても未曾有の体験でございましたけれども、伊勢湾台風からもう今に60年が経過しようとしている。この教訓をしっかりと忘れてはならない。もっと大変厳しい環境にある弥富市に対して、災害に強いまちづくりをしていかなきゃならないということが大きな柱でございます。

そして、もっと人に優しく健やかなまちづくりをしていくということが2点目でございます。

そして3点目は、市民の負託、あるいは行政サービスを今後もしっかりとやっていくためには、もっと活力のあるまちづくりをしていくということでございます。

これは我々の仕事として、やはり基本的には税収を高めていくことが大変重要だろうというふうに思っております。

そういう状況の中で、大きな柱のもとに平成30年度予算配分をさせていただいているところでございますけれども、その中で特に重要視したということは、長年の懸案でございまして、また市民の皆様には大変御迷惑、御心配をかけておりました新庁舎の建設ということにつきまして、いよいよ着手し、そして竣工を迎えていきたいということを皆様の前にもお話をさせていただいているところでございます。

ことし平成30年1月から、いわゆる解体工事を始めまして、平成32年1月、丸2年間で新しい新庁舎を建設していきたいということで、この平成30年度一般会計予算といたしまして31億円の予算を計上したところでございます。そうした形の中において、さまざまなこれからも危惧される災害に対してしっかりと向き合っていきたい、あるいは災害に対する司令塔としてしっかりとその機能を果たしていきたいということが新庁舎の建設ということでございます。

また、新庁舎建設以外におきましても防災・減災対策という形の中では、全戸配付させていただきましたいわゆる津波・高潮から避難するためのソフト面での防災マップ、津波のハザードマップ、そして避難マップというようなものを作成させていただきました。

また、保育所等におきましては、今後も屋上へのいわゆる階段を設けまして避難をしていただくというような形で、垂直的な避難場所ということをしつかりとやっていきたいというふうに思っております。

海拔ゼロメーター、マイナスというような状況でございますので、私どもは内水面の水の管理をしっかりとやっていくことが大変重要でございます。そうした形の中で、農政課のほうにおきましての予算は対前年比105%、そしてまた平成30年度の予算といたしまして排水機対策を重要視させていただいております。

きょうは傍聴の席にも南部の方がたくさんお見えになるわけでございますけれども、南部地域におけるその排水機対策というのは大変重要だろうというふうに思っております、この排水機対策に、後ほど農政課のほうの担当からもお話をさせていただきますけれども、3億3,000万の排水機対策を講じていきたいというふうに思っております。これは前年比で140%という大変私どもとしては力強い予算になっていくだろうということで、さまざまな形における排水機機能をレベルアップしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今、市長のほうから述べられたわけですが、まず第1に、もっと災害に強いまちづくり、弥富を目指すというこの基本に基づいて、とりあえず新庁舎建設、これをしっかりとやっていくというお答えをいただきました。よろしく願いいたします。

それでは、30年度は第1次弥富市総合計画の最終年度であります。後期基本計画を策定するに当たり、25年度に市民のアンケート調査が行われました。その結果として、市民の満足度が低かったんですね。低かったのは、まず1番目が災害対策の充実、2番目がコミュニティバス交通網の整備、3番目が下水道・排水施設の整備、こういう順でありました。

現在作成中の第2次弥富市総合計画において市民意識調査を行ったところ、今後弥富市において行財政改革の推進の中で、特に進めなければならないのはコミュニティバスのあり方でありました。これは費用対効果が少ないと考えてみえる市民の方が多いということだと推察をいたします。

第1次総合計画最終年度に当たり、これらの点を踏まえ30年度予算にどのように反映されているのか順次質問をしますが、その前に予算書において、対前年比が特に大きい地方交付税と地方債についての考え方を質問します。

30年度予算書の歳入において、対前年比が大きく伸びているのが地方交付税131.3%増、市債271.2%増であります。この2点について質問をいたします。

現在、本市の歳入において、市税とともに大きなウエートを占めてきたのが合併算定がえによる臨時財政対策債を含む地方交付税であります。臨時財政対策債については、その発行額は市町村の裁量によるものとなっておりますが、本市の場合、平成19年度を除き18年度から28年度まで発行可能額の全額を起債し、さまざまな事業を行ってきました。

基本的には普通交付税の代替措置としての地方債であります。後年度において元利償還



金は全額交付税算入されることとなっております。

しかし、本市では28年度から合併算定がえによる地方交付税が段階的に縮減をされており、28年度においては10%の縮減率で約4,000万円、29年度においては30%の縮減率で約1億1,000万円、30年度においては50%の縮減率で約2億円が縮減されるものと推察されますが、30年度予算書におきまして5億400万円が計上され、29年度最終見込み額との比較では2,053万1,000円の減額ということになっておりますが、当初予算の比でいきますと、対前年度比1億2,000万円、131.3%の増となっております。合併算定がえにより普通交付税が減額になると説明されている中、当初予算比だけで見ると131.3%の増額計上となっております、不思議に感じるわけでありませう。

そこで、25年度からの予算計上をずうっと見ますと、29年度までは前年度の最終見込み額より約8,000万円から約2億1,000万円それぞれの年において減額して当初予算に計上されていきますが、30年度では2,000万円しか減額されず、5億400万円にて計上されております。29年度当初予算では、28年度の最終見込み額から1億5,422万円を減額して3億8,400万円を計上、しかし6月補正で1億4,000万円が増額補正され、29年度の最終見込み額が5億2,453万1,000円となっております。これをもとに30年度の当初予算は5億400万円の計上になったと思いますが、この6月補正の要因ということ絡めて、このたびの当初予算の計上についてお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 渡邊財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡邊秀樹君） おはようございます。

お答えさせていただきます。

地方交付税の対前年度比1億2,000万円増というものの考え方ということでございます。

地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税がございますので、最初に普通交付税についてお答えをいたします。

平成29年度は、当初予算で見積もった普通交付税に対して、合併算定がえで30%の削減がありながら増額交付されたため、昨年9月に1億4,000万円ほどの増額補正を計上させていただいたところでございます。

その主な理由といたしましては、平成28年度は地方消費税交付金、株式等譲渡所得割交付金などの交付金が大きく減額され、これにより平成29年度の基準財政収入額が減額となったこと、一方、基準財政需要額では、社会福祉費や高齢者保健福祉費などが増額されましたので、その差額から積算をいたします普通交付税が増額となったものでございます。

そのような平成29年度の実際の交付額をもとに平成30年度当初予算を積算いたしましたので、合併算定がえの段階的な縮減により平成29年度の交付額よりは減額となりますが、当初予算ベースで比較をいたしますと、1億700万円の増額を見込んだものでございます。

次に、特別交付税についてお答えいたします。

特別交付税につきましては、普通交付税における基準財政需要額の算定方法によって補足されなかった特別の財政需要があるときなどに交付されるものでございます。

そこで、平成30年度に予算計上させていただきました海南病院運営費補助金が特別交付税の対象となることから800万円の増額、それと近年の実績も考慮いたしまして、合計1,300万円の増額を見込んでおります。

したがって、普通交付税の増額1億700万円と合わせまして、地方交付税として1億2,000万円の増額を計上させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 財政課長から説明いただきまして理解いたしました。

ただ、我々はこの予算書を見ると、やはり普通交付税、合併算定がえが下がるということの中で見た場合、あれっという、何でふえるんだというようなことで思いますので、まあ理解いたしました。ありがとうございます。

じゃあ次に、市債について質問します。

財源不足を補うには市債を有効に活用すること。これは大事なことであると考えます。

過去においても地方債の充当率90%、交付税措置率40%の合併推進債を活用し、弥生保育所、白鳥保育所を初めとする保育施設の整備を行い、このたび新庁舎建設事業においても適用し、事業の推進を行っております。

しかし、合併推進債の適用期限も32年度までとなり、有利な条件での市債発行による財源確保が厳しくなっていく状況において、財政調整基金の大幅な取り崩しもできない中、30年度予算では34億7,890万円、当初予算では対前年度比271.2%となっており、そのうちの84%に当たる29億2,070万円が新庁舎建設に充てるものであります。

新庁舎に係る事業費については、29年度予算において継続費としてその総額は既に議決されておりますが、起債額については30年度予算において起債事業年度の延長により緊急防災・減災事業債の起債が可能となりました。適用を受けることができる事業に限ってですが、充当率100%、元利償還金の交付税措置率70%の有利な条件での起債ができ、合併推進債とほぼ同額の起債額となったことによりまして、当初予定していた国庫補助金及び合併推進債を活用した場合よりも約7億7,000万円、市の一般財源所要額の圧縮が可能となり、市債の有効活用がなされたと思います。

そこで、30年度予算において、緊急防災・減災事業債以外でこのように充当率、交付税措置が有利な条件での起債メニューを適用した事業はあるのか伺います。

○議長（武田正樹君） 渡邊財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

まず、緊急防災・減災事業債につきましては、これは新庁舎建設事業で活用いたしますが、これは東日本大震災を受け、大規模災害への対策を進めるために平成23年度に創設された地方債でございます。当初は平成24年度までの事業が対象でございました。それが延長が繰り返されまして平成28年度までとなっておりますが、昨年再度延長されまして、議員が言われましたように延長され、平成29年度から32年度まで継続されることとなりましたので、本市の新庁舎建設事業でも活用できることになったものでございます。

平成30年度当初予算につきましては、まずこの緊急防災・減災事業債につきましては新庁舎建設事業以外で活用する予定のものは今のところはございません。

今後、対象となる事業がありましたら、これは優先的に活用してまいりたいと考えております。

また、今後も各施策を推進していく上で起債が必要な場合は、より有利な起債の活用を努めてまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） ほかの事業ではことしはないということですが、有利な起債条件でいろいろ公共施設等の適正管理計画に基づいて実施される長寿命化、集約化、そのほか事業に対しても発行できる地方債など出ておりますので、今後もそういった有利な地方債を起債して本市の安心・安全なまちづくりをしていただきたいと思います。市債を発行すれば当然のことながら後年度において公債費、借金の返済、公債費が増大し、財政を圧迫します。借金の返済に税金などの一般財源がどれくらい使われてしまっているのかを見るための指標として公債費負担比率があります。中日新聞に掲載されました弥富市の30年度予算案のコメントの中でも、市債の大幅増に伴い財政の硬直化が懸念されると掲載されておりました。公債費負担比率の値が高いと、財政の硬直化が進んでいるということになります。公債費負担比率の安全な値、安全ゾーンはどれくらいと考えてみえるのか、また本市において28年度までの公債費負担比率の推移はどうなっているのか伺います。

○議長（武田正樹君） 渡邊財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

公債費負担比率につきましては、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合でありまして、その率が高いほど財政運営が硬直化していることを示すものでございます。一般的には15%が警戒ライン、20%が危険ラインと言われております。

次に、公債費負担比率の推移につきましては、合併後の平成18年度が7.6%でございましたが、昨年度、平成28年度は10.7%となっております。近年は10%前後で横ばい状態でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今後、火葬場の建てかえ事業、それからJR・名鉄弥富駅橋上駅舎化事業といった大型なプロジェクトが続き市債を発行するわけですが、起債して3年は据置期間がありますので公債費は発生しません。償還が始まる34年度以降の公債費負担比率の最大値、これはどれくらいになると考えてみえるのか伺います。

○議長（武田正樹君） 渡邊財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

火葬場の建てかえ、JR・名鉄弥富駅整備事業が続く中、公債費負担比率がどうなるかという御質問でございます。

今後の大型事業に必要な起債を想定いたしますと、平成36年度ごろが公債費のピークになってくると推計いたしております。

そうした中で、こういった公債費負担比率につきましては、平成36年度を11.9%と推計し、1.2ポイント上昇すると見込んでおります。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） そうしますと警戒ラインの15%には満たないという財政計画が立てられているということになりますね。わかりました。

公債費関係の指標には財政健全化審査における実質公債費比率がありますが、それにつきましても28年度決算までの数値の推移を伺います。

○議長（武田正樹君） 渡邊財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

実質公債費比率につきましては、平成18年度が6.9%でございます。それと平成28年度につきましても6.4%でございます。この27年度、28年度と微減の状態でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） この数値の安全ゾーンはどれくらいとお考えですか。

○議長（武田正樹君） 渡邊財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

この実質公債費比率につきましては、18%を超えると地方債を発行するときに国の許可が必要になるということがございますので、一つのラインといたしましては18%。また、これが25%以上、これは早期健全化基準といいますが、これ以上になりますと財政健全化計画を定めまして議会の議決を経て定めることとなりますが、それを速やかに公表するというようなことも義務づけられおるところでございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今の安全ゾーンは、この実質公債費比率につきましても安全であるということが確認をされました。監査委員さんからも決算審査のときに決算審査意見書と

もに毎年提出されておりますが、国の安全基準25%を大きく下回っておるとい報告がされてお、今後もそういった状態で財政が推移していくことを理解しておきます。

公債費負担比率、実質公債費比率、これらの指標を注視しながら今後の財政の健全度をしっかりチェックし、健全な財政運営を行わなければならないことを申し上げ、次の質問に入ります。

次は、防災対策事業について質問します。

3・11東日本大震災以来7年が経過しさまざま追悼番組が放映され、津波の恐ろしさを今思い出しているところであります。3・11東日本大震災以来、海拔ゼロメートルの本市としてはハード面において高さを求めた防災施設の建設事業に取り組んできました。24年度の南部地区防災センターの建設に始まり、29年度、西部保育所の整備まで、市内各地において津波対策として一時避難場所の整備を行ってきました。

一方で、ソフト面においては28年度より弥富市津波避難計画の策定に向け、ワークショップを行い、29年度においては津波ハザードマップ、市内6地区の津波避難計画冊子の全戸配付が行われております。

30年度予算におきまして、ハード面・ソフト面においてどのような考えで、どのような事業に予算措置をされたのか、またハード面における予算の対前年度比、ソフト面における予算の対前年度比は幾らか質問します。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

基本的な弥富市の考え方は、東海地震に係る防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されておきまして、厚い沖積層の軟弱な地盤のため、強い揺れによる家屋倒壊や液状化被害が予想されるところで、市地域防災計画に基づき防災対策を進めてまいりました。

さらに、平成23年の東日本大震災による東北地方において甚大な津波被害が生じたことを受けまして、新たに津波対策の重要性が高まったことによりまして、市内における高所の避難場所確保のため、既存の公共施設の屋上施設整備を実施するハード事業や防災ガイドブック、地区別の津波避難計画を全戸配付するソフト事業によって市民の皆様の防災意識向上を図り、自主防災組織全体会、防災ワークショップ、出前講座などによりまして、自助・共助・公助が連携した地震・津波に強いまちづくりを継続的に目指すこととございます。

平成30年度のハード面におきましては、昨年度整備いたしました西部保育所に続きまして、またこれも国の補助金、社会資本整備事業でございますけれども、こちらを利用いたしまして桜保育所に津波・高潮緊急時避難施設を整備いたします。

具体的には、本体工事が4,939万7,000円でございます、工事監理に121万4,000円を計上

いたしました。屋外階段及び屋上施設整備、こちらにつきましては629.52平米がございますけれども、約150日間の工期で行います。国庫補助金といたしましては、1,650万円を計上しております。昨年比につきましては、床面積など工事規模が大きく変動することもございますが、約16%の増額でございます。

主なソフト事業でございますけれども、業務継続計画、BCPでございますけれども、そちらを策定する業務委託を平成30年度、31年度の2カ年計画で完成を目指し、平成30年度は地域防災計画に基づいた課ごとの初動マニュアルを作成する予算として433万1,000円を計上しております。また、県の補助金といたしまして144万3,000円を計上しております。

前年比といたしましては、災害対策事業費13節で委託料として比較しますと、約マイナス38%でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） ハード面、こちらの予算では16%の増、しかしソフト面においては38%減というような予算計上になっていくということでございますが、やはりソフト面、これでも自主防災会を中心とした防災訓練等のソフト面に今後は力を入れていくべきではないかなあと思っております。

それでは、次に農地防災に関してですが、昨年10月の台風21号がもたらした豪雨による市内の冠水対策として、排水機的能力維持・向上が重要であります。地球温暖化が進む中で、今後も短時間における豪雨の多発が予想されます。このように非常時において排水機が100%能力を発揮できるよう排水機の維持管理、また能力アップに向けた予算を十分確保しなければならぬと思います。

そこで、30年度予算において、排水対策にどのような予算措置がされているのか。また、新規に取り入れた対策費があるのか、また排水対策費の対前年度予算比はどうか質問します。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） おはようございます。

お答えさせていただきます。

排水対策に関連する予算としまして、30年度予算措置をさせていただいたものでございますが、市が事業主体となり緊急農地防災事業によりまして排水施設整備を実施します土地改良事業工事請負費が1億2,500万円、各土地改良区が単県事業を活用しまして実施しております排水路の整備に対して事業費の一部を補助いたします土地改良事業補助金が1,884万5,000円でございます。続きまして、十四山土地改良区が実施しております六箇2期地区における排水路整備事業に対し事業費の一部を補助しております基盤整備促進事業補助金が5,189万4,000円でございます。土地改良区が管理しております8カ所の排水機場の運転・管

理に必要な経費の一部を補助しております排水機維持管理事業補助金が3,230万円でございます。芝井川排水機場の老朽化したポンプの分解整備を行い機能回復を図るために、県が実施します整備事業の事業費の一部を負担しております県営農業水利施設保全対策事業負担金が2,500万円でございます。孫宝排水機場の排水施設の機能低下を未然に防止するため、ポンプの分解整備や電気施設更新を行い、機能回復を図るために、県が実施しております整備事業の事業費の一部を負担します県営排水施設保全対策事業負担金、こちらが2,997万円でございます。地盤沈下に起因しました排水路の機能低下を従前の状態に回復するため、県が実施します地盤沈下対策事業の事業費の一部を負担します県営地盤沈下対策事業負担金、こちらのほうが1,707万2,000円でございます。農地等の湛水被害を防止するため、県が実施しております緊急農地防災事業の事業費の一部を負担しております県営緊急農地防災事業負担金、こちらのほうが2,952万円でございます。

この中で30年度予算に新規で取り入れさせていただいた対策費でございますが、孫宝排水機場のポンプの分解整備や電気設備更新を行い、機能回復を図るため、県が実施します整備事業の事業費の一部を負担します県営排水施設保全対策事業負担金2,997万円でございます。こちらの事業でございますが、平成30年度から新規で行われる事業でございますが、従来の事業では市の負担が25%でございましたが、こちらの事業を活用させていただきますと17%ということで、市にとって非常に有利な事業でございますので、来年度活用させていただくというものでございます。

以上、申し上げました排水対策予算でございますが、合計3億2,960万1,000円でございます。対前年比で見ますと約141%となっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 排水対策費として対前年度比141%増ということで、昨年度の市内の冠水を教訓としてしっかりとした排水対策費が計上されていることを確認いたしました。

次は、コミュニティバスの運行事業について質問いたします。

この問題に関しましては、過去にも多くの議員が質問しておりますし、今議会の一般質問でも、那須議員、高橋議員からさまざまな角度で質問があり、高橋議員からは議員活動の中で地域公共交通のあり方について取り組まれている他市の事例を紹介し、また新しい交通システムの提案もされました。そして、これらの提案に対する市側からの考え方も私なりに理解はしたところであります。

現在、31年度から次の10年に向けての第2次弥富市総合計画の策定中ではありますが、この審議会において、市民3,000人を対象に市民意識調査が行われ、今後特に行わなければならない行政改革の中で一番に取り上げているのがコミュニティバスのあり方です。コミュニティバスの運行には、ここ数年来、約1億円弱の予算が計上されておりますが、これは

利用者が少なく費用対効果が少ないと思ってみえる市民が多いということだと思えます。

30年度予算におきましても、弥富市地域公共交通活性化協議会負担金として9,570万円が計上されております。昨年度は当初予算9,370万円でしたが、今年度の予算の内訳について伺います。また、昨年度と何か変わった点があれば説明をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

まず内訳、内容についてでございますけれども、先ほどの9,570万円の内訳でございますが、まず1つ目としてコミュニティバスの運行事業がほとんどを占めておりまして、8,900万円。こちらのについては運行事業を三重交通株式会社に委託しております。その中で三重交通のほうの人件費、車両関係の費用とか保険料、自動車税等が運行管理なども含んでおるといふ金額でございます。

2つ目にコミュニティバス利用促進事業として100万円を計上しております。こちらにつきましては、時刻表・路線図等の印刷、啓発物品購入などイベントでの啓発活動などが含まれておる金額でございます。

3つ目といたしまして、地域公共交通活性化対策業務委託ということで570万円を計上しております。こちらにつきましては、コンサルタントに委託しながら行っておりますが、そのうちの運行の検証、改善方策の検討ということで171万円を計上しております。利用促進策の実施・検討ということで96万9,000円、地域公共交通確保維持改善計画の策定ということで11万4,000円、市の地域公共交通活性化協議会運営補助として228万円、その他打ち合わせ協議といたしまして62万7,000円という内訳でございますが、議員がおっしゃられました調査研究費という項目での特別に予算は組んでおりませんが、運行検証、改善方策の検討を含む地域公共交通活性化業務委託の570万円の全体として予算計上をしております。

また、アンケートのことでございますけれども、また来年も各種アンケートを行いますが、改善方策の検討を行っておりまして、また他市町の協議会が行っている実証運行や新たな取り組みについて、情報収集を行っております。

現在は平成28年3月に策定いたしました弥富市地域公共交通網形成計画をもとに運行改善を行っているところであり、平成32年度までの計画となっております。

今後、その内容及び計画について見直しを行いますが、新たな市内交通システムや市の交通網を検討する際の根拠となるデータを市全域を対象とした移動に関する動向調査などについて予算計上してまいりたいと考えております。

その際には、都市計画課、福祉課、介護高齢課などと連携しながら、市民生活を支える持続可能な地域公共交通の確保・維持を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。



○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 9,570万円のうち、この交通システムの改善といいますか、改良調査研究費、これ、総額で大体この何%ぐらいに占めることになりますか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 運行検証改善の検討ということで171万円でございますけれども、約30%ほどでございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 運行全体の中において占める割合ですが、運行費9,570万円の中において、この調査研究費はどれぐらいのパーセンテージになるのかと伺っているのですが。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 申しわけございません。約6%になります。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） この間の高橋議員の一般質問の中におきまして、市長からも答弁がございました。

100市あれば100通りのそれぞれの市町の交通システムがあるということで、弥富市としてもやはり弥富市としての新しい、皆様に満足していただける交通システムの確立、これが必要でありますので、ぜひそういった調査研究費、もう少しアップしていただいて結構です。していただいて弥富市に合った交通システムの確立をお願いして、次の質問に入ります。

それでは、次に議案第29号弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について質問します。

資源ごみの持ち去り行為は、集団回収団体の補助金や市の歳入の損失につながるだけでなく、市民の皆様と協働で進めるごみの減量やリサイクル意欲の低下につながり、持ち去るときの騒音やごみの散乱などの苦情も寄せられております。

このたびこれらのことを踏まえ、条例の一部改正が行われたわけですが、条例改正では事業者の責務、指導及び助言、収集または運搬の禁止等の項目が新設されておりますが、市の指定の場所に排出された廃棄物の所有権、指定の場所からの廃棄物の持ち去り行為に対しては罰則規定がありませんので、この2点について質問します。

弥富市の一般廃棄物処理計画に従って家庭から排出された廃棄物、これは市の指定のごみ袋あるいはシールを添付された廃棄物です。これを市指定の場所に置いたものは市の所有権であるというようなことを明記するべきじゃないかと思いますが、伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

本市のごみの集積場所は、市の所有する土地のほかに個人や地元が所有している場所など

さまざまございまして、廃棄物の所有権を市に帰属させる場合、個人や地元の所有地のものも市に帰属させることになりまして、そのことはより精査・協議をしていかなければなりません。

また、この内容につきましては、本市の顧問弁護士にも相談をいたしました。

その結果、ごみの持ち去りを条例で対策をする場合、廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正する場合には、所有権については規定をせず、所定の場所からの持ち去り行為を禁止するという内容が妥当であるとの回答を得ております。

次に、罰則規定につきましては、県内の市において持ち去りに関する条例を定めているのは3分の2ほどであります。そのうちの約半数が罰則の規定を設けております。内容といたしましては、過料5万円以下、罰金10万以下や20万以下などありますが、もし罰則規定を設ける場合、金額の妥当性や徴収方法など、より精査をし、研究をしていかなければならないと考えております。

まずは、現在弥富市においては持ち去りに関する条例等がありませんので、集積場からごみが持ち去られても禁止する根拠がない状態であり、この条例化することによって持ち去り行為の抑止効果の第一歩になればと考えております。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） このたびの条例改正では、市長が持ち去り行為の禁止を命ずることができるという罰則規定といえは罰則規定ですが、さらに進めて、例えば氏名、住所、車両などをホームページ上に公開するよといったこと、そういった持ち去った資源物はリサイクル業者に買収しないよう指示すると、そういったこと、あるいは禁止命令を何回か市長のほうからしても、それをまだ繰り返すということであれば、警察へ告発するというようなことも今後、今回の条例は第1段階と思いますので、今後もそういった取り組みをしていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の議案質疑を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は11時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、三宮十五郎議員。

○8番（三宮十五郎君） 通告に基づいて質問をする予定でございましたが、市長の施政方針演説のときにも、その前に行いました私どもの通告の時点でもなかった内外の2つの大きな

出来事がございましたので、それも見ながらの、ちょっとイレギュラーになりますが、質問とさせていただきますと思います。

市長は施政方針の演説の冒頭のところで、世界平和の緊張を高める北の脅威と核保有国の動きを鑑みますと、平和国家日本を維持していくためには、憲法第9条の改憲はあってはならないと考えており、平和首長会議を初めとする各方面へアピールしていきたいと思っておりますと述べられました。

ところがこの後、一番多くの世界中の皆さんが懸念をしておりましたアメリカと北朝鮮の間で首脳会談が行われることになり、世界の本当に戦争をするなという立場で頑張ってきた皆さんを喜ばせる事態が発生いたしました。さらにトランプ大統領はこの問題の実質的な責任者でありますティラーソン国務長官を解任するというので、しかも今度新しく登用した国防長官は、トランプさんは私と波長が合う人だということでございますので、やっぱりこういう問題、本当に国策として、あるいは国際的な作業として進めていただくということでは背景にはやっぱり両国首脳会談ができた背景にも核戦争を懸念する世界中の人々のさまざまな世論が大きな役割を果たしていると思っておりますが、今後もまだまだいろんな問題が続く中で、ぜひ市長がおっしゃられた立場を貫いていただきたいということを要望しながら具体的な質問に入っていきたいと思っております。

核兵器は、広島・長崎の惨状で日本では広く知られておりますが、大変高いところで爆発をさせることで、都市と地方の電子的な諸機能を電磁波の異常をつくり出すことで、ほとんど全て停止させることができるということが今日では言われております。そんなことをされたら、例えば日本や韓国にあるたくさんの原発がありますが、当然電子制御で動いておりますので、その機能がストップするとか、発電だとか交通だとか、あるいは地域の生活の機能が全てストップをする。そうすると、永久に冷やし続けなければならない電力がとまり、水が供給されないということになりますと、どんなすさまじい事態になるかということは、今日、だからこの核の問題では、もう戦争を起こさせないこと以外に解決の道がないというふうに言われる立場の人たちがふえ続けている最大の原因でございますが、昨年7月には国連総会で122カ国の賛成で核兵器禁止条約が可決され、被爆者の皆さんを先頭に日本と世界で核廃絶の運動を進めてきたことに対して、その全体の運動を支えてきた I C A N がノーベル平和賞を受賞しました。こうした国際的な市民運動と手を携え、日本と世界に広がる各地の市民社会と地域の代表者、市長の皆さんが力を合わせている平和首長会の果たした役割も極めて大きなものの一つであったというふうに私どもは考えております。戦争の放棄と国際紛争の解決のために武力を使わない、禁止している日本国憲法の立場が今日の世界の諸問題を解決するかなめとなっております。世界中の多くの国に、とりわけ自国政府に核兵器禁止条約への署名を求めるヒバクシャ国際署名と憲法9条を守れの3,000万署名、この2つの署名

を表裏一体のものとして日本と世界の平和、人々の命と暮らしを守る署名として、多くの市民の皆さんの参加と共同を広く訴えていただきたいと思います。市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に御答弁申し上げます。

平成30年度の施政方針の中におきましても、また今までいろんな場所におきましても、憲法9条の改正はあってはならないということを言い続けております。また、三宮議員のきょうも含めて、今までの御質問の中においてもそのような形で私は答弁をさせていただいておるわけです。今現在、何ら変わることはございません。

しかし、核兵器禁止条約の署名を求める、いわゆるヒバクシャ国際署名と憲法9条を守れという3,000万人署名ということにつきましては、特定政党からの要請と受けとめざるを得ないというふうに思っております。そうした形の中におきまして、今の私の立場としては、これを受けとめるわけにはできません。大変申しわけございませんが、御理解をいただきたいと思っております。

私といたしましては、平成29年7月から展開されておる平和首長会議としてのヒバクシャ国際署名に賛同・協力することとし、平和首長会議に寄せられた核兵器禁止条約の早期締結を求める署名とヒバクシャ国際署名で集められた署名とともに国連のほうへ提出していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長は特定政党のお話をされましたが、このヒバクシャ国際署名につきましては、今、市長もおっしゃられたように、平和首長会も支援をするという仕組みになっており、弥富市のホームページでも皆さんに公開して訴えておる署名でございますので、ぜひ核兵器の廃止と核戦争をさせないという国際世論をさらに確かなものにして、米朝会談がそういう方向で成功するようにしっかり努力をしていただくことと、憲法を守ることにつきましては、これは国務大臣から一般の地方公務員に至るまで、あるいは私どもの地方政治にかかわる者も含めて、これは憲法上義務づけられている課題でございますので、その面でも特定政党という立場ではない方向でしっかり御検討いただくことを強く求めて、次の質問に移ります。

次の質問は、市長は市政運営に当たって重要な3つの視点と言われるその2つ目に、もっと災害に強いまちづくりをと述べられました。行政と市民が力を合わせて対応する取り組みはと言われるとおりでございますが、東北大震災の教訓から愛知県が弥富市の人的被害が大きくなる要因の一つとしているのは、海溝型巨大地震が引き起こす地盤の液状化等によります河川底の沈下と津波の遡上に伴う被害であります。

木曾川の尾張大橋周辺では、国、県、市や地域のいずれの防災計画の中でも重要で、つまり一番危険な場所で、早く整備をしなければならないということが尾張大橋の桁下附属として指定をされております。この堤防は計画高が7メートル50センチで、尾張大橋を含む一部を除きましてJR鉄橋から以南の河口の堤防高は7メートル50センチということで、現在ほとんど整備が終わっております。ところが尾張大橋の舗装された路面上でプラス5メートル、だから堤防高に比べて2メートル50センチ低いということと、さらに橋桁までは路面から恐らく2メートルほど下に、川の中に食い込んでいるという状況でございますので、この7メートル50センチの高さから見ると、相当大きな阻害の要因になっており、尾張大橋のところは川の容積が足りない、それから堤防の高さが足りない、堤防の幅が狭い、現在つくられておる堤防に比べて大幅に弱いものということになっておりますし、それ以外にもその周辺で、のり面の崩れやすべりが堤防の裏側で発生をしているとか、今言った尾張大橋のところから少し上流から上に1,560メートルは漏水があるとか、あるいはそれと一部地域がくっついておるところがございますが、さらに上流の2,450メートルは、そこでも堤防ののり面の崩れだとかすべりが裏側にあるということで、要するに一番危険だということと、その次に危険で警戒しなきゃならんというところが、6つもその地点かないしは近くで重複しているという、あるいはそこと連続しているという、ある意味ではやっぱりせっかく巨費を投じてスーパー堤防と言われるような堤防を整備してきたわけですが、ここがあるので、この弥富市を初めとした周辺の市町の人たちが堤防の決壊のかなり大きな被害要因に、波などの、あるいは洪水の被害要因になるということがわかっておりまして、早くからこの地域では関係市町村長の皆さんやさまざまな方たちが改修を強く求めてまいりました。

一旦は早期にやるということを経済省、当時建設省だったかもしれませんが、言っておりましたが、結局予算の都合もあって、長良川河口堰を含む伊勢大橋のほうを先に整備して、その後こちらにやるということで、まだいつ着手するか明らかになっておりませんが、しかし堤防がほとんどここ以外は完成している中で、ここだけがこういう状態に置かれており、しかもそれはかなり深刻な状態がそのままになっているということは、私はこれは単に予算の都合ということでは済まない。先日も東北大震災の関連のさまざまな映像が終日テレビで放映されておりましたが、そういうことから考えましても、これはやはりリニアだとかそういう巨大プロジェクト、あるいは安倍総理が昨年1月にフィリピンに行って、フィリピンの地下鉄や麻薬対策などに5年間で1兆円を、発展途上国への支援、あるいは民間なども含めてインフラの輸出などを通じて支援をするということを決められておりますが、これに対して名古屋……。

〔「議長、議案質疑ですよ。どの議案に対しての質問か明確にしてください」の声あり〕

○8番（三宮十五郎君） いやいや、だから……。

○議長（武田正樹君） 三宮議員、私のほうからもお願いします。

議案質疑ですので、内容について把握してください。

○8番（三宮十五郎君） だから、施政方針について質問を今。

〔「施政方針は議案じゃないでしょう」の声あり〕

○8番（三宮十五郎君） 議案です。

〔「議案として上程されているのが議案でしょうが」の声あり〕

○8番（三宮十五郎君） 施政方針も議案の一部です。

〔「その辺、確認してください、議長」の声あり〕

〔「施政方針が議案なのかどうか確認してください」の声あり〕

○議長（武田正樹君） わかりました。ちょっとお待ちください。

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時14分 休憩

午前11時33分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 議案に対する質問としてやるべきだという御意見がありますので、それに従ってじゃあ進めさせていただきます。

いずれにいたしましても今回の一般会計予算で、あるいはそれを説明する市長の施政方針の中でも防災対策につきましては重要な問題ということで予算も計上しておりますが、実際には危険度ということであると、やっぱり木曾川の問題というのは放置できない問題でありますので、そういう位置づけでぜひこれは国や県に要請していただいて、せつかくこれまで国や県、あるいは市も負担をしてきた防災対策、あるいは訓練がそうした大惨事を招かないような手だてをとっていくということを市長に強く要請したいと思いますが、市長の御見解をお伺いします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に一般会計予算という形の中での議案に基づきまして御答弁申し上げていきたいというふうに思っております。

現在、私どもは国土交通省の木曾川下流河川事務所という形の中でさまざまな防災・減災対策をしていただいているところがございます。木曾川の流域について、三宮議員御質問で

ございましたけれども、今工事をやっております木曾川側の鍋田上水門の改築工事につきましては、これは水門周辺の高潮堤防整備工事でございますけれども、平成33年2月に完成に向けて実施をさせていただいているところでございます。

また、ちょうど1カ月ほどになると思いますけれども、河川事務所の所長さんと私どもがお話をさせていただきまして、今後平成30年度にはこんなことをやっていただきたいという形のものを双方が協議をさせていただきました。その1つとして、きょう三宮議員がおっしゃっております、いわゆる国道1号及び尾張大橋の橋梁の部分のところにおいて、今その高さが足りないという形の中で水をとめるための1つの大きなブロックみたいなものを置いておるわけで、これは土砂ですけれども、ブロックを置いておるわけでございますけれども、これだけではいざそういった形の中で津波が押し寄せたり、あるいは堤防が決壊するというような状況においてはとても間に合わないというような形の中で、いい方法はないだろうかという形で協議をさせていただいているところでございます。

そうした一つの方法としては、同じような堤防を木曾川の鉄橋、尾張大橋だとか、あるいは鉄道の橋梁というところに設置することにおいては、非常に他に影響が大き過ぎるという形で、防潮壁みたいなものがないかというようなことを私どもとしてもお願いをしているところでございます。

そしてもう一つは、これは全く私どもは予期していなかったことが、所長のほうから話があったのは、スイートハートプロジェクトをこれからやっていくわけでございますけれども、恋人の聖地という形の中で、今あそこの碑がございます。そうした形の中で木曾川下流として、国土交通省としてさまざまなイベントを開催しているから、そういった形の関連で、我々の企画が御利用いただければぜひこの恋人の聖地ということも含めて利用していただいたらどうだろうという形の中で、今後、商工観光課のほうとその辺のことについて、御提案いただいた内容について協議をしていくということでございます。

いずれにいたしましても、一番大事なのは木曾川大橋の周辺の問題という形でございますので、これについては今の土のうにかわる何らかの方法というものをこれから協議していきたいと。一つの防潮堤というようなものをお願いしていくように協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） いろんな対応や対策できる方法は、すぐできる方法はお考えいただきたいと思いますが、より本質的にはやっぱりあそこの橋の問題を解決しない限り、堤防そのものもくすんでいくという、あれは非常に弱いところが重なっておるということですので、これにつきましては今の計画をやっぱり前に進めていただくということが一番ベターな方法だと思いますので、そういう御尽力を強く求めて、次の質問に移らせていただきます。

そして、もっと人に優しい健やかなまちづくりをということを2つ目の重点とされておりますが、この市税収入との関係で見ますと、本年度も固定資産税が主体になっておりますが、市民税ということから見ますと、形の上では決算ベースで見ましても、平成4年度のパブル期は市民1人当たり6万4,700円、28年度の決算ベースで5万8,000円ということで、これだけ見ますと89.6%というふうになっておりまして、本年度の予算でもそれとそんなに変わらないレベルになっておりますが、ところが平成4年当時と現在と比べて大きく変わっているのは、1つは税源移譲によって毎年5億円前後所得税から振りかえられて、それが乗っている額が今の5万8,000円、1人当たりで決算ベースで、それからそれと平成4年当時だとか、あるいは12年当時で見ると、恒久処置ということで当時の市民税の所得割は本来の額から15%減税されておりましたよね。そういうのを取っ払って増税をしたということに加えて、さらに65歳以上の人たちの老年控除、所得で50万円を控除するとか、あるいは、これは20年代に入ってからであります、子ども手当を支給しておるということで若年控除をなしにするとか、こういうものがありますが、そういうものを除きたいいわゆる税源移譲分と、それから15%の定率減税分がなくなった影響をあわせて、実際にこの20年度なり28年度でそれを引いて計算をしますと、平成4年には6万4,700円あったものが12年度には4万7,100円に下がり、20年度には4万3,000円に下がり、28年度には4万1,300円と、今年度も似たような方向でありまして、所得が伸びているという認識で市長は考えておられますが、実際には個人所得、その税収から見た個人所得というのは減っておりますし、さっき言ったような控除がなくなったことによる影響が仮に市民1人当たり10万円ほどの控除額が下がることによって増税になっているという部分を考えて、それだけで6,000円ぐらいまた差が出てきますよね。だから、実際に市の税収というのは、固定資産税があることで助けられておるわけで、市民税、それと税源移譲分だとか増税分によってやられているわけでありまして、市民の皆さんの暮らしというのはやっぱり非常に大変になってきておりますので、市の低所得者向けの軽減措置だとか、それからさまざまな施策につきましては、こういう状況のもとで今予算を計上されておりますいろんな制度をしっかりとそういう人たち、市民の暮らしがそういう状況になっているということを前提にした中で、形の上ではいろんな軽減制度がありますが、ほとんど利用されていないこともまた確かなことですので、確実にそういうものが利用されて救済されていくというか、そういう努力をしっかりとこうした実情を踏まえて進めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 介護、医療、国保など社会保障の充実が国民生活の根幹にかかわる重要課題でございまして、社会保障制度の安定した運営は国民生活の安心を保障することになります。



いろいろ税に関してのことを議員のほうから御指摘をされておりますけれども、私どもといたしましても地方6団体では今までも社会保障に関する財源確保や制度運営に対してさまざまな要請、要望、提言を国に対して実施しております。

社会保障の充実と持続可能性の確保のためにも国の責任において十分な財源を継続して確保するとともに、地方公共団体への確実な支援がなされるよう、今後も引き続き地方6団体が協力し、国に対して要望をしていきたいと思っております。

また、弥富市には独自の社会的弱者の方に寄り添ったすぐれた施策がございますので、そういう制度を今後も引き続き適用してまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 市長は消費税の予定している増税分はしっかりと回してほしいということを強く求められておりますが、実際に昨今の新聞を見ますと、どうもなかなかこういう状況では難しいのではないかということも言われておりますが、問題は、本当に国がそういう国民の暮らしにしっかり目を向けて、そして市町村の実情に目を向けて必要な財源を確保していただくということを抜きにしては今日の事態はやはり解決できないと思っております。それが残念なことに、1年以上にわたって、実際には全く違うことを国民や国会に言い続けてきたこういう状況というのは、やっぱり私たちはあってはならないことだと思っておりますので、国の予算運営や財政運営、そして地方の予算、財政運営がそういうことで損なわれないように、強く市長会などを通じても要請していただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

次は、新年度の予算の執行を進めていく上で、基準財政需要額を高めることについてお尋ねいたします。

庁舎建設事業に当初計画の合併推進債より有利な事業債に切りかえることにより、先ほども平野議員が質問されたように、7,000万円ほどの市の直接負担となる一般財源の支出を減らしたことについては、財政当局などの努力によるもので喜ばしいことだというふうに私も考えております。

ただ、これは国と地方の間で地方交付税という支援の枠組みの中で地方への国の助成が行われるという現在の仕組みの中で、弥富市の現在の財政力はその支援を受けられる現状の98%を超えるような状態となっており、状況によってはその支援は実際には受けられなく、市の財政状況がもっと悪化すれば100%受けられるけれども、そうでなければ足切りが発生する可能性があるような財政状況でありますので、実際にその天井を高くしていく、したがって国の補助事業について、財政当局だけじゃなくて各部署ともしっかりと精査をして有利なものは採用していくという考え方を持って新年度予算の執行に臨んでいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 渡邊財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

御指摘にありましたように、新たな事業を実施する場合におきましては、最初に国・県に補助メニューがあるかどうか確認することが第一でございます。

さらに起債が必要な場合には、起債のメニューにもさまざまなものがありますので、より有利な起債が活用できないか精査していくことも重要なことでございます。

また、各部課で研究することはもとより、財政課におきましても各部課の事業実施の状況を把握しながら最適な財源確保に努めてまいります。

一方、基準財政需要額を高めるということにつきましては、現在の基準財政需要額の算定方式の一部に地域の元気創造事業費として行革努力分、地域経済活性化分の指標が組み入れられております。そうした指標によって基準財政需要額が高まるような努力も一方ではしていかなければならないと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、最後に財政課長が言われましたが、国のほうでもともと地方交付税という制度そのものは全国の市町村が、いわゆる健康で文化的な最低の生活の保障という立場で一般的な行政ができることを保障するというようになっておりますが、最近是非常に政策誘導が強い、そして住民負担をふやすことによるような行政改革もそういう伸びる指標の一つになっているような状態というのは、私はあってはならないと思いますので、その辺もしっかり見ながら、よりよい施策を進めていくことを強く要請しまして、次の質問に移らせていただきます。

補正予算で、中学校へのエアコン設置が行われることが予定をされておりますが、これは補正予算という性質上、もともと当市はこういう電子機器類につきましては、特に教育委員会はこれまでも実際の予定価格の60%から70%台となるような、要するに予定価格を設定し、入札を行ってそういう結果になるという努力がかなり一生懸命やってこられたところであります。その違いは予算が定価、いわゆるメーカーの希望価格によってつくられていることからではないでしょうか。実際に市場価格とそういう大手の電気機械設備メーカーや大手ブランドメーカーが大手だけで受注競争をしているようなものについては、そういうことがずっと以前からいろいろありまして、旧弥富町時代から改善をするような努力がいろんな部課でやられてまいりましたが、学校教育課は早くからそのことに取り組んできたところでもございますが、そういう努力には私も敬意を表しております。今回の国の補正予算を財源とすることで、差額が発生したときは、この事業限りで返済しなければならないものか、他の事業に充当できるものかについてはどのようになっているかお伺いします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○**教育部長（八木春美君）** 今回の中学校エアコン設置工事に係る補正予算については、国の交付金である学校施設環境改善交付金の大規模改造に該当します。

この交付金の流れとしまして、交付申請を行い採択された後に交付金の内定通知があります。そして事業終了後は、実績報告書を提出し、精算確定の報告をあわせて行います。最終の精算確定報告により交付額が確定し、年度末に交付金を受領することになります。

したがいまして、事業の実績による交付金の確定でありますので、過不足はなく、返済することはありませんし、他の事業に充当することもできません。

○**議長（武田正樹君）** 三宮議員。

○**8番（三宮十五郎君）** 結果ということですから、ただその事業しか使えないということですよ。

問題は、今年度の各市町が、中日新聞なんかで発表しております学校へのエアコンの設置につきましては、かなりのところが小・中学校同時にやるとか、そういうこと、あるいは既に両方終わっているところも少なくないわけではありますが、体力の弱い小学校についても今回の国の起債事業の対応によりまして、当初市が予定した費用よりはかなり、要するに市の負担そのものが削減される仕組みになっているというふうに私は理解をしておりますが、したらこの予算は使えないにしても、そのことによって中学校のエアコン設置が終了すると。市の当然一般財源の負担が縮減されるわけありますので、一日も早く小学校へのエアコン設置を、そうした努力を通じて出ました差額なども将来的に活用できるようにして、小学校へのエアコン設置を進めていただきたいと思いますが、その辺についてはどのようにお考えになっておるのでしょうか。

○**議長（武田正樹君）** 八木教育部長。

○**教育部長（八木春美君）** エアコンの設置を含めまして、小・中学校の教育環境の整備は設置者である市町村がその実態や財政状況を考慮した上で責任を持って行うこととされており、児童の健康を守ることは重要なことであると認識しております。

しかしながら、学校の環境整備につきましては、校舎の長寿命化対策、それから適正配置についても今後取り組んでいかなければならない課題であると認識しております。

今回の補正予算による中学校へのエアコン設置工事の前倒しにより起債の条件は有利にはなりますが、余剰金が発生するというものではありませんので、それをもって小学校への設置工事費が捻出できるというものでもありません。

小学校へのエアコン設置については、以前にも那須議員から御質問いただきました。現時点での計画は立てておりませんが、今後、自主財源にも限りがあり、国庫補助も防災機能の充実が優先される中でどのような方法がよいか、また他の事業とのバランスも考えながら検討していきたいと思っています。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 確かに予算の枠の中では処理できなかったわけではありますが、より有利な方法でできたことによって将来的な全体の負担からいえば、それはメリットがあったわけですので、一日も早く、何よりもこの暑い夏を小学生のほうがいままで我慢しなきゃいかんということがないように、一日も早く改善されることを強く求めて、私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。

それでは、再開は午後1時30分とさせていただきますので、よろしく願いいたします。  
午後1時30分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休憩

午後1時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に従いまして質問させていただきます。

議案第2号の平成30年度弥富市一般会計予算についてでございます。

これについて多岐にわたって質問させていただきたいと思っております。

まず1つ目、保育費でございます。

少子化の時代ということと、また国が3歳児以上は無料化していくということが言われております。

そうした中で、さきの12月議会でも質問させていただきました。9月議会には値上げ案が提案されたということですが、こうした保育料を値上げしていくということですが、それからあのプランどおりに値上げされるのか、それとも市としてなるべく子育て世帯の負担を減らす、こういうふうに努力をしたということがあれば、ぜひお答えいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

本市の子育て支援は妊娠中から青少年期に至るまでの子育て家庭の役立ちさまざまなサービスを提供しています。家庭訪問では、乳幼児・妊産婦訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、安心して医療を受けられる子ども医療費助成事業、安心して遊べる子供の遊び場、児童館、子育ての手伝いをしてほしい方のファミリー・サポート・センター、育児支援の子育て支援セ

ンター、病気のときも安心して預けられる病児・病後児保育施設、いざというときに一時利用する一時保育事業、放課後の生活の場を提供する児童クラブなど、市民の皆様のニーズに応え、子育て世帯の負担を少なくし、安心して家族で過ごしていただけるようにさまざまな子育て支援を行ってまいりました。

さらに平成30年4月からは、出産後間もない時期のお母さんの心と体の健康状態を確認する妊産婦健康診査、一時保育事業に関しては対象児童を8カ月から6カ月に引き下げ、対象者を拡大するとともに、児童クラブに関しては定員をふやし、充実を図ってまいります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに弥富市は子育て支援に力を入れていると。妊産婦時期から青年になるまでという形で手厚い支援もされているかと思えます。

また、教育のほうでも、先日私の一般質問にて入学前準備金も12月支給にするという大きな前進という形で決定されたということも伺っております。ただ、本当に今の子育て世帯の方々がやっぱりなかなか負担が苦しいということで、弥富市のほうが保育料が結構優遇されているということで名古屋からこちらに引っ越してこられる方も結構見えると、そういう話も聞いたことがあります。そうした中で、また時代は国のほうからも3歳児以上は無料にすると、保育料を無料にしていくという方向が出されているのにもかかわらず、保育料を上げていくというのはやっぱり少し考慮いただけないかなということで、12月議会に提案させていただきましたが、ほかの部分では確かに妊産婦健診や一時預かりを8カ月から6カ月にするとか、そういう改善はされた努力はあるのかなあとは思いますが、保育料に至ってはそうした考慮はなかったという認識でよかったですか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 本市の保育料につきましては、20年間の長きにわたり据え置いてまいりましたが、保育の安定的、継続的な維持と公的負担と利用者負担の適正化を図るため、平成30年4月から保育料の改定をさせていただきました。

改正後の本市の保育料について御説明をさせていただきます。

第1号、3歳から5歳までの認定こども園の幼児部の保育料につきましては、愛知県平均の保育料に対する割合は68.7%、第2号、3歳から5歳までの標準保育時間の保育料は、愛知県平均の保育料に対する割合は79.5%、第3号、ゼロ歳から2歳までの保育標準時間の保育料は、愛知県平均の保育料に対する割合は80.9%とするものでございます。なお、特に所得の低い第2階層につきましては、このたびの改正では引き続き負担額ゼロを継続しております。

また、保護者の子育てに対する経済的な負担を軽減するため、同時入所減免、新多子世帯減免やひとり親世帯等については低額化や無料化を初めとする軽減制度も拡充されてまいり

ました。

保育料の改訂につきましては、改正後の本市の保育料が愛知県平均の保育料に対する割合の目安として68.7%から80.9%の範囲内であること、保護者の負担割合はかなり減少し、保育所運営費の大部分80.7%は市民の皆様が納めている税金で賄われていること、低額化や無償化を初めとする軽減制度も拡充されてきたことなどの取り組みと、本市の厳しい財政状況を考慮いただき、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、値上げを今回してもそうした県平均よりは大きく低い状態の水準であるということと、さまざま減免制度によって低所得者にも配慮しているという、市はそういうふう努力しているということで承りましたが、私としては今ある人たちをやっぱり救っていただきたいと思っております。

では、続いて次の質問に移ります。

今度、ひので保育所の給食が民間委託されるということでございますが、栄南の保育所が前回民間委託されておりますけれども、今の時点で何か問題となるような声や状況ということは何っているでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） お答えさせていただきます。

保育所給食調理業務の民間委託は、平成28年10月1日より栄南保育所で開始し、今後調理員の定年退職者数に合わせ順次進めていく予定であり、来年度は平成31年1月よりひので保育所において実施する予定です。

民間委託への導入に当たり、保護者の方々への事前説明会開催時やその後においても変更について特に問題はございませんでした。以上です。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 保護者の方や通われているお子さんたちにとっては問題がないということでした。

ただ、こうした民営化にすると何が一番問題点として危惧されるかということで私なりに推察しますと、やはり人件費の削減という形であらわれてくるのじゃないかと思っておりますが、そこで人件費についても伺いたいと思っております。

その民営化された栄南保育所の職員の給料と、今、市が雇っている人件費と比べてどうなんだろうかということでお答えいただければと思います。

○議長（武田正樹君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） 比較の参考といたしまして、既に実績のある栄南保育所において平成28年度の民間調理業務委託料と市の直営で業務に係る経費を比較いたしますと、調理員

2名の勤務で、民間委託は月額で74万円に対し、市が直接行った場合の給与は月額88万円であり、民間委託のほうが14万円ほど安くなります。以上です。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに行政運営としてはこの部分のコストが下がるということですが、言いかえれば、こうした調理員の方々の報酬が下がるということなんです。そうすると、やっぱり公設民営をこのままどんどん押し進めていった上で、今本当に働く人たちの改革をしなければならない、働く人たちにもっと収入を上げなければならないと、こういう時代になっているにもかかわらず、やはりこうした民営化にすることによってそうした職員の人たちの報酬が下がっていく状況をやっぱり市が率先して私はずくり出していくべきではないような気がしますけれども、そのあたりについてどのように市は考えておりますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） 民間委託による人件費削減も大切ですが、ノロウイルスや病原性大腸菌O-157などの食中毒を集団で発生させないような徹底した衛生管理や、食物アレルギーに対する誤食などを起こさないチェック体制の確立などが給食の現場では求められています。

衛生管理教育や調理技能を習得した実績評価の高い業者への委託であれば、民間委託へのリスクも少ないと思われまます。

人件費の削減は本市の行財政改革には不可欠ですが、それ以上に給食調理業務に特化した実績のある業者への委託は、保育所の園児たちへ食の安心・安全を確保し、継続的な給食の維持に必要ですので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員に御答弁申し上げますけれども、私たちは民間委託をしていく上においては、先ほども所管のほうが述べましたように、定年退職をされる方という形に合わせてそういうことをやっていきたいということですから、定年退職される方の給与というのは新たに民間で入っていただいている人よりもはるかに高い人件費を今払っておるわけですよ。そういった形がいつもそういうような状況であれば、その賃金の格差というのはあるわけですが、逆の場合だってあるわけですよ。要するに、私どもの調理員が若くてそういった形の中でやっている状態と、そして民間委託の人がお年寄りの方がお見えになったときは逆転するわけですよ。だから賃金のその格差だとか、賃金の云々という形、コストの削減ということではなくて、先ほども言いましたように、いわゆる持ってみえる技術だとか、あるいは民間委託で培ったノウハウだとか、そういうものを導入することのメリットというものを考えていくのが今回の私たちが考えていることですので、賃金賃金

という形の中でおっしゃると、少し我々の考え方とは違う形になってきます。よろしく願  
いします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市のほうから衛生管理とかは徹底する業者に預けていくんだと、安全  
面を最優先するんだと、それは賃金にかかわっていないという答えでございました。

確かに安全管理等は大事なあとには思います。ただ、私としましては民間委託していくの  
であれば、そうした報酬面に関しても目を配っていただきたいということをお願いしておき  
ます。

3つ目でございます。

農業振興費の補助金に対してでございますけれども、施政方針でも豊かで活力に満ちたま  
ちづくり、本市の重要な産業である農業の取り組みについて、効率的な営農に向けて担い手  
の集積等、収益性の高い農産物の生産・販売、6次産業化への取り組みを引き続き支援とい  
う形で農業支援に対して頑張っていくということでおっしゃってございましたけれども、事実、  
農業振興費のほうで生産調整推進対策事業補助金ですとか生産調整推進対策事業集団化補助  
金、こうしたものを1件10ヘクタール当たりの補助金が、市、これ単独事業ということで書  
いてありますけれども、これが昨年と比べて1,000円ずつ減らしていくということござい  
ますけれども、こうした農業に対して支援をしていかなければならないというのは皆さんも  
御承知のとおりだと思いますけれども、どうしてこういう補助金が減らされたのか、その理  
由をお答えください。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 答弁させていただきます。

来年度、平成30年度からでございますが、従来、国によります生産数量目標の配分が廃止  
されます。また、米の直接支払交付金につきましても、来年度、廃止ということになってお  
ります。

それに伴いまして、市としましては厳しい財政状況の中で行財政改革の一つとしまして、  
市の単独補助金であります生産調整補助金のほうを廃止ということも検討させていただきました。  
しかし廃止される生産数量目標の配分にかわるものとして、県のほうから生産量  
の目安というものがかわりに示されるようになります。そうしますと例年どおり配分基準単  
収を設定し、需要と供給が安定的に行える適正な生産を維持していくためには、市のほうと  
しましては補助金の廃止ではなく、今回の減額というような選択をさせていただきました。  
御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員に御答弁申し上げますけれども、那須議員からこの農政問題



について御質問があるとは私は思っていませんでしたけれども、今回、初めてではないかなあというように思っております。

よく勉強していただいているということでございますので、これ、農業、国の施策なんですよね。そういった形の中で、例えばこのわかりやすく言いますけれども、減反政策という形の中では過去さかのぼって相当前から1反、10アール当たりのいわゆる直接支払交付金というのを国はやってきたわけですよ。22年から25年までは10アール当たり1万5,000円ですよ。そして26年から今年度の29年までは7,500円、半減したわけです。そして30年度からはゼロにする。国のほうへもっと責めてくださいよ。私たちはそういう形の中で2階建てで、市単独の補助金という形の中でこの減反に対する奨励金も出してきました。そしてまた、麦・大豆に対する転作奨励金ということも10アール当たり7,000円という金額をずうっと出してきておる。2階建てで来たんですよ。そういうような状況下の中において、国がもうゼロにすれば、減反奨励金という形についてはゼロにするというんですよ。その辺のところをよく理解していただいて御質問いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長のおっしゃるとおり、国のほうがそうやって削っていくというのは私ども日本共産党といたしましても農業支援ということでは別にやらないわけではなく、しっかりとやらせていただいているところでございますので、それはもちろん国会議員等も通しながら提案をさせていただきたいと思っております。

ここの補助、市単独事業で継続して頑張ってもらえたと。本来廃止することも検討したけれども、そこは廃止せずに1,000円の値下げで抑えたと、そういう努力をされたということでございますので、ただ現に受けている方は減ってしまうということはあるので、本当にこれはゼロよりは本当にいいかなあと思っておりますけれども、本当に今、農家の方、後継者がいないというのはやっぱり農家ではやっていけないと、こういう状況がございまして、ぜひともそれに対してももちろん市のほうも頑張っておるということでございますので、県や国にも一緒になって要望できればと思っております。

では次に移ります。

今度は防災関連の予算で、今度、桜保育所の屋上避難所に外階段をつけられるということで、これで公共施設に外階段をつける事業は区切りとしていくということでございますけれども、今後はどのようにされようとしているのか、考えがございましてでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

平成23年の東日本大震災による東北地方における甚大な津波被害が生じたことを受け、新たに津波対策の重要性が高まったことによりまして、市内における高所の避難場所確保の

ため、既存の公共施設の屋上施設の整備を国の補助金でございます社会資本整備事業を利用して、平成26年度から30年まで、5カ所の整備事業を行いました。あわせて内閣府の津波避難ビル等に係るガイドラインを参考に、マンションや民間企業などと津波・高潮緊急時避難場所の協定を結び、現在では49カ所の一時避難場所を指定しております。

今後でございますけれども、ハード事業としての社会資本整備事業の区切りとなりますが、今後も引き続き避難場所確保のために官民間わず、内閣府の、先ほど言いました津波避難ビル等に係るガイドラインを参考に避難場所の協定を結び、確保に努めてまいります。

また、ソフト事業としての自助・共助・公助の役割の周知や連携の促進について、ワークショップや出前講座などを通して力を注いでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今後は協定を結んでいくということでございますけれども、これについてはもう少し後でちょっと質問させていただきたいと思っておりますけれども、まずは桜保育所、今回、屋上避難外階段ということで、さまざまな保育所等にも外階段がつけられました。高さを求めていく上では、私はそれはいいことだなあと思っておりますけど、しかし実際に避難したときを想定してこれは考えられているのかなあと思うところがございます。

それはどういうことかという、もし仮に今の桜保育所に避難します。その後1号線の今の尾張大橋等が決壊して、そこから水が来て、2階の部分までつかってしまったと想定しますよね。そうするとその桜保育所の屋上で救助が来るまでずうっと待っていきやいけないという状況に置かれるわけでございます。それが、私、以前質問したときに、救助が来るまでにどれぐらいかかるということで質問させていただいたときは、最長でも3日間ということで言われました。しかし、どうやって屋上で3日間過ごすのか。しかも保育所の子供たちがいる中で過ごしていくのかと考えると、やはりその3日間を生き延びられるかどうかというような状況になるんじゃないかと思うんです。なので、屋上避難階段をつけるというのはありがたいと思うんですが、今後はその次の段階として、その逃げた人たちの命を救うような形で考えていっていただきたいと思っておりますので、ぜひそういったことは市のほうで今考えられているのかどうか、まずお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

繰り返しになりますけれども、屋上避難、発災した場合における屋上避難の滞留時間についてはシミュレーションしておりませんが、命が助かりまして、被害状況にもよりますが、最悪の事態で河川堤防が破堤し津波が全域に押し寄せ、市内全域に水が入ってしまった場合においては、やはりおおよそ3日間ほどはその場所にとどまっていたかなければな

らない可能性もございます。

市、私どもにおきましては、警察、消防、自衛隊の部隊などの救助部隊に速やかに応援要請を行い、救助を行います。その間、やはり自助・共助による食料などの携行品が非常に重要になってまいります。一時避難所であります屋上に食料などの備蓄品を置くことは現実的に保管場所や環境的にも衛生的にも問題があり、備蓄することは考えておりません。なお、指定避難所においては備蓄計画のもとしっかりと行ってまいります。ですので、まずは家屋の倒壊を防ぐ家具の転倒防止、備蓄品などの携行品などの日ごろからの備えとともに、市民の皆様みずからが命を守っていただけることが前提になることを、今後とも強く啓発してまいります。

議員におかれましても、市民の皆様にも事前防災について啓発していただければ幸いです。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 私が言っているのは、食料品もそうなんですけれども、食料品だけに限ったことではないんですよね。例えば屋上に野ざらしでいる状態、この状態で仮に水につかった命からがら逃げてきた人たちが冬の寒さを越せるかどうか、もしくは暑い日差しの中でずうっと日にさらされた状態で熱中症にならずに過ごせるかどうか、またはトイレなんかも便袋はございますけれども、そうした野ざらしの中で便袋を使ってその場ですのかどうか、そういったシミュレーションを考えた上で対策を練っていただきたいと思っているわけでございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員に答弁というよりか、私どもの意見を述べさせていただくわけなんですけれども、例えば仮に保育所という形の中で垂直的な避難ということが一番の狙いとして私たちはかわいい保育所の園児たちに対して避難をしていただくわけでございます。3日間も放っておけますか。あらゆる手段を通じて、あらゆる行政機関と連携して、しっかりとその安心・安全を担保するのが私たちの仕事じゃないですか。

あつてはなりませんけれども、住民の皆さんとも協力し合っていて、そういう避難された人に対して最大限の努力をしますよ。3日間も放置しておくという前提でお話をされると、大変我々としてはその対応に対して一緒になって本当に考えていただけるんだろうかということに心配が起きますね。

那須議員に対してもう一度言っておきますけれど、かわいい子供たちを屋上に3日間仮に放置したら、我々行政に対してどれだけの非難が浴びせられますか。しっかり考えていこうじゃないですか。そういう前提ということは、最小限それは想定としてはあるかもしれませんが、絶対そういうことにならないようにみんなで考えていこうじゃありませんか。よ

ろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） それは最長3日間での話でありまして、私も3日間は想定しておりません。ところが仮に1日だとしても結構大変だということを認識した上でぜひシミュレーションを行って対策をとっていただきたいということでございます。

続きまして、あと先ほど民間協定を結んで高さを求めていくということでございますけれども、なかなかそちらの民間協定は今精いっぱい努力されているけど、なかなか進んでいかないというのは、やっぱり鉄骨づくりや鉄筋コンクリートという弊害もあろうかと思えますけれども、事実、この間こうしたハザードマップが配られましたけど、例えば近くに一時避難、高い建物の場所がないというところも多々あるわけでございます。確かに人数的には避難所の確保はできたと思えますけれども、実際に避難所までの距離がある方、今現状でもしそうした大災害が起こった場合は、どのように避難すればいいのか、せっかくハザードマップをつくっていただいて、自分が避難しようというところで、あれ、俺、どこに逃げたらいいんだというような声が聞こえてきましたので、そういった形でどのように避難してよいか、市のほうは検討して……。

〔「地域で考えるんだ、そんなことは。行政に聞いてどうするんだ」の声あり〕

○7番（那須英二君） ということで私は声を伺いましたので、どのように想定されているのかお答えください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） なかなか難しいことではございますが、距離は物理的に縮められませんので、例えばでございますけれども、今までの想定でございますけれども、東南海地震が起きた場合の最大の想定で予測しますと、地震発生後に例えば河川堤防が沈下しまして、例えば川の水が越水して浸水が始まったとした場合にでございますけれども、弥富市への津波到達時間が81分後でありまして、鍋田町では93分後に到達し、浸水を始めるということでございます。

実際切れればすぐには浸水が始まるわけではございますが、大震災があった場合の想定で地震発生後93分とか81分でございますので、その間に逃げていただくことが必要になると思いますが、そのあたりで地域によっては遠いところ、先ほど那須議員がおっしゃられるように遠いところがございますが、もしかしてその災害の想定にもよりますが、徒歩ではなくても車でも使えるということもございますので、そのあたりを考慮して考えていただきたいと思います。

3月にお配りいたしました津波ハザードマップ、地区ごとにつくってございますので、こ

れを参考に活用していただきまして、地域に合った避難を家庭や御近所とも話し合いながら活用していただきたいと思います。

伊勢湾台風時においても、そのころは近所の皆様で、お互いさまの精神で未曾有の災害を乗り切ってまいりました。現在においては地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感のもと、自主防災組織がございます。災害時には、近所が手を取り合って乗り切っていただくことは大変大切でございます。

今後とも市といたしましては、高台のない本市といたしまして、少しでも歩く距離が短くなるよう避難場所の確保に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 車で逃げることも可能ということで、遠いところは、ありましたけれども、私としては栄南の防災タワーみたいな形で、もしくは公的援助が受けられるのか、もしくは今民間協定、頑張っていっちゃるということでございましたけれども、地域の方も何とかあそこはどうだろうかと思っただけけれども、なかなか言い出しにくい部分もあるわけでございますので、そういったときにはぜひ一緒になってそうした交渉に赴いていただけるのかどうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） もちろん市といたしましては、協力いたしまして、説明など同行させていただくことは全然問題ではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そういった形で市のほうも協力していくということでございますので、ぜひ一緒になりながら少しでも多く、少しでも近くの避難所が誕生することをお願いして質問を終わりたいと思いましたがけれども。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） もう災害から7年がたつわけでございますけれども、また私ども、伊勢湾台風からもう60年近くがたちまして、私も小学校6年生のときが昭和34年の伊勢湾台風でございました。本当に家族命からがら逃げるわけでございますけれども、やっぱりその当時から今、そしてまた東日本大震災から私たちが教訓として学んだのが、自分の命は自分で守る、地域の皆さんに協力していただいて共助の精神を持つ、そしてまた我々公助という形の中で行政を中心としてさまざまな機関と連携しながら公助の役割を果たしていく、この連携が防災・減災の本当に大きな大きな連携だろうというふうに思っております。

那須議員のほうにそういう声が寄せられる人に対して、那須議員のほうから御理解いただけるようにお話をしていただきたい。何でも何でも他力本願的な形をお願いされるということだけでは、それはなかなか対応できませんよ。だからそういう方々の御意見というものを、

そういう方を理解していただけるように、一度那須議員のほうからお話しただければ、我々としては幸いかなあというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 終わろうと思いましたがけれども、お話しいただいた方には想定し得る部分はお話しもちろんさせていただきました。ただ、行きにくいということであったので、市のほうと一緒にやっていただければなと思ったので、一緒に行っていただけるということですので、そういうお話もさせていただきたいと思っておりますので、協力し合って少しでも多くの命を助けられるようにお互いに努力していきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 他に質疑の方はありますか。

[挙手する者なし]

○議長（武田正樹君） 以上で質疑を終わります。

本案39件はお手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時07分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 佐 藤 高 清

同 議員 大 原 功